

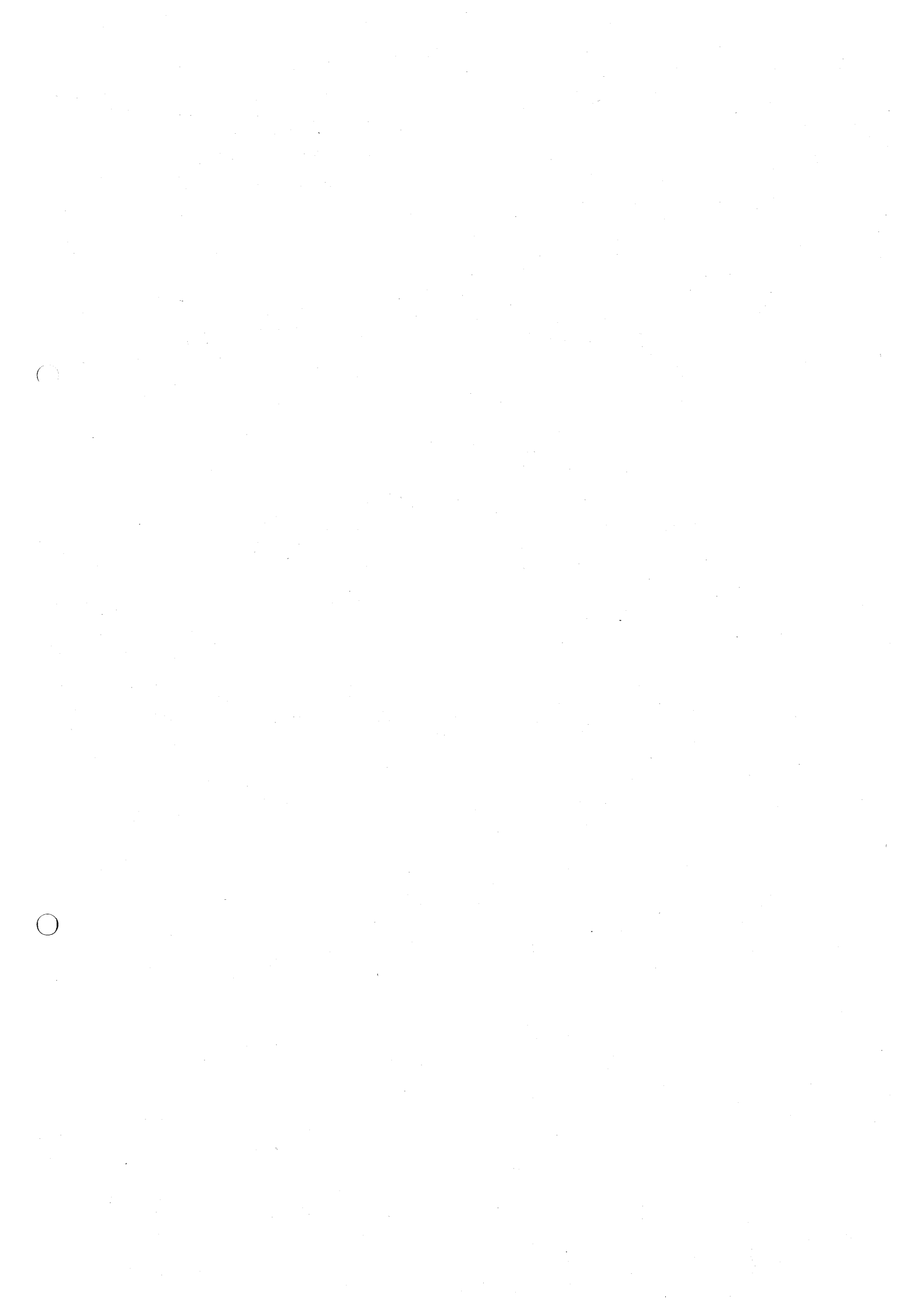
内閣参質一九二第一〇九号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問
に対する答弁書

御指摘の「昭和四十七年政府見解」におけるものを含め憲法の基本原則の一つである平和主義については、
憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに
することを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の
関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われ
らの安全と生存を保持しよう」と決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免
かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分とその立場に立つことを宣明したもの
であり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

